

第3号様式

令和7年度第1回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会会議録

(令和7年6月26日作成)

1 開催日時

令和7年5月30日(金曜日) 午前10時から午前11時30分

2 開催場所

船橋市保健福祉センター 2階 小会議室2

3 出席者

(1) 委員 林 偉明 (千葉県精神保健福祉センター長)

木村 友一 (千葉県精神保健福祉士協会)

長谷川 千賀子 (船橋市民生児童委員協議会)

犬石 志保子 (オアシス家族会)

伊豆倉 博幸 (千葉県税理士会船橋支部)

筒井 勝 (船橋市保健所長)

岡部 佐知子 (船橋市健康福祉局福祉サービス部長)

(2) 事務局 松浦保健総務課長、細川保健総務課長補佐、松木精神保健福祉係長、
與儀主任技師、木曾主事

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 委員長及び副委員長の選出について (公開)

(2) 施設の概要及びスケジュールについて (公開)

(3) 募集要項(案)の承認について (公開)

(4) 選定方法及び評価基準の承認について (非公開)

※船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例
第26条第2号に該当するため

6 傍聴者数 (全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

なし

7 決定事項

- (1) 委員の互選により、林委員が委員長に選任された。また、林委員長より木村委員が副委員長に指名された。
- (2) 施設の概要及びスケジュールについて、事務局から説明がなされ、審議を経て承認された。
- (3) 募集要項（案）について、事務局から説明がなされ、審議を経て承認された。
- (4) 選定方法及び評価基準（案）について、事務局から説明がなされ、審議を経て承認された。

8 議事

次第1 開会

○松浦保健総務課長

定刻となりましたので、ただいまより「第1回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会」を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、保健総務課 課長の松浦でございます。本日は、お配りしている次第に基づきご審議をお願いいたします。最初の会議でございますので、委員長選任までの議事は、事務局で進行させていただきます。初めに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日お配りしているものは、

1. 次第
2. 席次表
3. 地域活動支援センターパンフレット
4. 日程調整表

です。

事前にお送りした「令和7年度 第1回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会」のフラットファイルをお手元にご用意ください。皆様お持ちでしょうか。なお、フラットファイルは、本日終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、「会議の公開・非公開」につきまして、説明いたします。

フラットファイル資料インデックス「1」「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」をご覧ください。第4条ただし書きにおいて、「第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定することができないときは、所管課長が会議の非公開を決定できる」と規定されているため、次のようにさせていただきます。

まず、会議の公開・非公開につきましては、次第3の議事（4）「選定方法及び評価基準の承認について」は、資料インデックス「2」「船橋市情報公開条例」第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開とします。また、議事（3）「募集要項（案）の承認について」に含まれる選定方法や評価基準に係る部分につきましても同様に非公開とします。その他につきましては、公開とします。

次に、傍聴人の定員を3名といたします。なお、本委員会の議事録は原則、委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては、公開されませんが、不開示理由が消滅した場合には、公開されます。

議事録は、審議事項を簡単にまとめた概要版と、個々の発言者及び発言要旨を記載した会議録を作成いたします。概要版については、おおむね1週間後に市のホームページに掲載します。会議録については、作成後、委員の皆様にご確認をさせていただこうと考えておりますので、その際はよろしくお願いたします。また、委員の皆様には守秘義務がございますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は傍聴人の申し出はありません。委員7名中7人の出席をいただいておりますので、資料インデックス「3」、「船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会設置要綱」第5条第2項の規定により、過半数以上の出席となり、委員会は成立しております。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

次第2 委嘱状及び辞令の交付

○松浦保健総務課長

委嘱状及び辞令の交付を行います。船橋市保健所理事が皆様の席に参りますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

(高橋保健所理事より各委員に委嘱状及び辞令の交付)

○松浦保健総務課長

保健所理事の高橋から、ご挨拶をさせていただきます。

○高橋保健所理事

皆様改めまして保健所理事の高橋と申します。本日は、お忙しい中、また足元が悪い中、船橋地域活動支援センター指定管理者選定委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。船橋市地域活動支援センターは、精神障害がある方が地域で安心して暮らせるように、社会への復帰や自立支援、そして社会参加を支援していく施設でございます。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくために、民間のノウハウを活用するところと、コスト削減の目的も兼ね備えております。令和8年3月31日を持ちまして、現指定管理者の5年間の指定管理期間が満了になりますため、令和8年4月1日以降の指定管理者の選定のため、本委員会を開催するものでございます。本委員会を開催するにあたりまして、皆様におかれましては、今後書面審査や面接審査、それを経まして、指定管理者の候補者を決定していただくこととなります。よりよい施設とするため、十分な審査、ご検討をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○松浦保健総務課長

恐れ入りますが、理事は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(高橋保健所理事退席)

資料インデックス「3」、「船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会設置要綱」第3条第3項により、「委員が指定管理者の指定に申請した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な

経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有するときは、委員の職を失う」と規定されておりますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして、インデックス「4」、「委員名簿」に沿って、各委員をご紹介します。

(委員紹介)

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

次第3 (1) 委員長及び副委員長の選出について

○松浦保健総務課長

続きまして、議事(1)委員長及び副委員長の選任に移ります。

資料インデックス「3」「船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会設置要綱」をご覧ください。

第4条第2項において、「委員長は委員の互選により定める」となっております。委員の皆様いかがでしょうか。

○犬石委員

林委員を推薦いたします。林委員は、千葉県精神保健福祉センター長として、精神保健福祉にご見識があり、前回の委員会でも委員長を務めておられます。林委員がよろしいのではないのでしょうか。

○松浦保健総務課長

林委員を委員長にとのご意見です。皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○松浦保健総務課長

異議なしとの事ですので、本委員会の委員長は林委員にお願いしたいと存じます。続きまして、選定委員会設置要綱第4条第4項において、「委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する」となっております。副委員長を林委員長からご指名いただきまして、その後、議事進行をお願いいたします。

○林委員長

委員長になりました林です。よろしくをお願いいたします。早速ですが、副委員長を指名させていただきます。千葉県精神保健福祉士協会の木村委員がよろしいかと思えます。木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員

承知しました。

○林委員長

では、副委員長として、木村委員を指名させていただきます。

次第3（2） 施設の概要及びスケジュールについて

○林委員長

それでは、議事（2）「施設の概要及びスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

○松木精神保健福祉係長

事務局でございます。着座にて失礼いたします。まず、施設の概要についてご説明します。資料インデックス「5」をご覧ください。船橋市地域活動支援センターは、市内に住所を有する精神障害がある方のうち、症状が回復途上にあり、精神科病院等において通院により治療を受けている方を対象とした施設です。こ

の保健福祉センターの3階にございまして、事務室、相談室、談話室、和室、調理実習室等を備えています。現在のセンターのパンフレットをお配りしておりますので、お時間のある時にご覧ください。主な事業内容は、相談支援事業、日中活動の場としてのフリースペースの提供、パソコン教室や料理教室、野菜作り、絵画や音楽、手芸等の各種プログラムを提供しています。利用料は無料です。プログラムによっては、材料費等の実費がかかる場合がございます。開館時間は、月曜日から金曜日の9時から19時、日曜日が9時から16時です。休館日は土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日、でございます。資料インデックス「8」に令和4年度から6年度までのセンターの利用状況、施設平面図、業務仕様書がございますので、ご参照ください。

次にスケジュールについて、説明いたします。資料インデックス「6」「スケジュールについて」をご覧ください。第1回委員会となります本日は、募集要項と選定方法、評価基準について、事務局より案をお示しいたしますので、ご審議のうえ、承認選定いただくこととなります。その後、6月19日から募集要項の配布を開始し、申請者説明会・現地見学会の開催を経て、質疑と回答という流れになっております。7月16日から1か月間、申請期間を設けた後、第2回委員会を9月中旬に開催いたします。ここでは、申請者から提出された申請書類の書面審査を行っていただきます。その後、第3回委員会を10月上旬に開催いたします。委員の皆様には、書面審査を通過した申請者に対して面接審査を行い、指定管理者候補者の選定を行います。なお、第3回の委員会で選定された指定管理者候補者につきましては、船橋市議会で審議のうえ、議決されますと、令和8年4月より次期指定管理者による管理運営が開始される予定でございます。

スケジュールの説明は以上でございます。

○林委員長

ありがとうございました。施設の概要とスケジュールについて、事務局から説明がありましたが、ご意見、質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。私から伺いたいことがあります。1か月の申請期間がありますが、募集要項の配布は具体的にどのような手段でどのような形で一般に交付されるのでしょうか。

○松木精神保健福祉係長

ホームページへの掲載を予定しております。

○林委員長

ホームページへの掲載のみですか。

○松木精神保健福祉係長

広報ふなばしという市の広報誌への掲載も予定しております。

○林委員長

ありがとうございます。他にご質問はございますか。

なければ、議事（3）「募集要項（案）の承認」に移ります。

次第3（3） 募集要項（案）の承認について

○林委員長

今回の指定管理者募集に係る募集要項（案）の概要について、事務局から説明をお願いします。

○松木精神保健福祉係長

事務局でございます。委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、要点を絞ってご説明いたします。資料インデックス「7」「船橋市地域活動支援センター指定管理者募集要項（案）」をご覧ください。2枚ページをめくり、4ページ「募集要項等一覧表」をご覧ください。今回の募集にあたりましては、この一覧表に掲載した資料を公表する予定でございます。

まず、募集にあたっての総則的な内容を取りまとめた募集要項がございます。次に、添付資料がインデックス「8」、申請に係る書類が、インデックス「9」でございます。

募集要項は、2つに分けて説明いたします。それでは、1ページの目次をご覧ください。

ください。まず、「1 指定管理者が行う管理の基本方針」から、「10 指定管理者募集に関する事項」までを説明いたしますので、この部分についてご審議をお願いいたします。

「11 指定管理者候補者の審査・選定等」のうち、「(5) 順位付けの方法」までは議事(4)「選定方法及び評価基準の承認について」の審議になりますので、後に回し、「11 指定管理者候補者の審査・選定等(6) 審査結果の通知及び公表について」から「14 業務の引継ぎ」までを説明いたしますので、ご審議をお願いいたします。

それでは、募集要項(案)5ページをご覧ください。「1 指定管理者が行う管理運営の基本方針」は、市の基本方針を示しております。申請者は基本方針を理解し、具体的にどのような管理運営を行うのかを事業計画書により提案します。ここでは、①～⑧まで、8つの基本方針を示しております。

次のページです。「2 施設の概要」、「3 指定管理者が行う業務」、「4 施設の開館時間等」は施設に関する基本的な事項を記載しております。業務の詳細については、インデックス「8」の中にある「(資料3) 業務仕様書」で定めています。

7ページ「②自主事業について」をご覧ください。定められた業務以外に、指定管理者が自らの企画による自主的な事業、「自主事業等」について提案を行うこととしております。申請者の参考になるよう、現指定管理者が実施している事業をインデックス「8」の中の(資料5)に示しております。

8ページの「5 指定期間」です。現行と同じ5年間で、期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

「6 管理運営に関する経費等」です。記載のとおり、センターの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料及び条例第13条に定める利用料及び利用者から徴収する実費相当分の料金等によって賄うこととしております。条例第13条に定める利用料とは、障害者総合支援法に規定された相談支援事業に係る収入でございます。利用者から徴収する実費相当分の料金等とは、創作的活動や生産活動で使用する食材費や消耗品費等で、利用者から実費相当分の料金を徴収できることとしております。

「(3)指定管理料について」は、本日、参考金額は空欄とさせていただいております。こちらにつきましては、現在積算中でございます。基本的な考え方としては、相談支援事業の収入と実費相当分の料金による収入を積算し、また人件費、事業費などの支出を積算したうえで、支出の見込額から収入の見込額を差し引いた額を上限額として、指定管理料をお支払いする形になります。指定管理料につきましては、市から指定管理者に支払う指定管理料の参考金額を募集要項に記載し、その範囲内で申請者からご提案いただくという形を取っております。

続きまして、10ページ「7リスク分担」をご覧ください。施設を管理運営するにあたって想定されるリスクの内容や、その分担について定めております。市で定めている「指定管理者制度ガイドライン」という統一的なガイドラインがございます。そちらに示された標準的な内容を記載しております。

続きまして、「8業務評価」について記載をしております。指定管理者による管理運営の開始後、実際に仕様書や事業計画書、協定書などに従い業務が確実に行われているか、安定的な施設運営が行える状況にあるか等を把握するため、様々な手法で業務実績の評価を行うものでございます。

続きまして、11ページ「9その他管理運営にあたっての留意事項」について記載をしております。法令等の遵守や損害賠償請求等への対応、苦情等への対応、事故及び災害等への対応、職員研修の実施について等、多種にわたる留意事項を記載しているものでございます。

続きまして、14ページ「10指定管理者募集に関する事項」からは、募集に関する事項を記載しております。スケジュールや募集手続き、申請資格、申請の手続きについて記載をしております。

申請書類につきましては、インデックス「9」に添付してございます。その中に「申請書類4 船橋市地域活動支援センター事業計画書」がございます。第2回委員会では申請者から提出された事業計画書を元に、委員の皆様にご審議いただくこととなります。

「10指定管理者募集に関する事項」までの説明は以上でございます。

○林委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明を聞きまして、質問や意見はありますでしょうか。なければ次に「1 1 指定管理者候補者の審査・選定等」の「(6) 審査結果の通知及び公表について」から最後まで説明をお願いします。

○松木精神保健福祉係長

インデックス「7」募集要項(案) 23ページをご覧ください。「(6) 審査結果の通知及び公表について」では、申請者への結果通知や公表の方法について記載をしております。選定結果は、申請者に書面で通知するとともに保健総務課、市役所1 1階行政資料室及び市ホームページで公表いたします。

「(8) 指定管理者の指定について」では、指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て指定管理者として指定されること、市議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定できない旨を記載しております。

24ページ「1 2 指定管理者との協定の締結」から「1 4 業務の引継ぎ」については、市は指定管理者として指定された法人等と業務を実施するうえで必要な詳細事項について協議を行い、基本協定を締結すること、指定管理者による管理業務が不適切な場合や業務継続が困難になった場合には、指定の取り消しを行うこと、指定管理者が変更となる場合には業務の引継ぎを行うことを記載しております。

以上で「1 4 業務の引継ぎ」までの説明を終了いたします。

○林委員長

ありがとうございました。ここまでで、何か質問や意見はありますか。よろしいでしょうか。特に募集要項の修正箇所はないかと思えます。以上で、議事(3)を終了いたします。この後の議事(4)は船橋市情報公開条例第7条第5号に定める事項について審議をするため、非公開となります。

次第3 (4) 選定方法及び評価基準の承認について

<非公開>

次第4 その他

○林委員長

事務局からその他、連絡事項はありますか。

○松浦保健総務課長

委員の皆様、長時間のご審議、どうもありがとうございました。事務局から、連絡事項が3点ございます。

1点目ですが、フラットファイルは、机の上に置いたままお帰りください。

2点目ですが、次回、第2回委員会は、9月中旬頃、予定しております。日時、場所等のご案内は後日送付いたします。

今後の委員会日程について調整させていただくため、お手元の「日程調整表」にご都合の悪い日をご記入いただき、本日ご提出いただくか、後日、メールもしくはFAXにてご提出ください。お手数をおかけいたしますが、提出は6月9日(月)までをお願いいたします。

3点目ですが、本日の会議録については、事務局による作成後、委員の皆様に内容の確認をお願いいたします。後日、事務局よりメールにてご依頼いたします。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

○林委員長

これをもちまして、第1回船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。